

各位

横浜港埠頭株式会社
横浜港メガターミナル株式会社

横浜港本牧ふ頭 BC ターミナルにおける 出入管理情報システムに係る試行運転の実施について(依頼)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、重要国際埠頭施設の出入管理については、平成 26 年 7 月 1 日から三点（本人、所属及び目的）確認の実施が義務付けられます。

これに伴い、国土交通省では保安の確保と迅速な出入管理の両立を図るため、PS カードを用いて三点確認を行う出入管理情報システムを開発しました。

7 月以降の当該ターミナルにおける円滑な三点確認に向け、上記システムの試行運転を次のとおり実施しますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1 実施期間

平成 26 年 6 月 8 日（日）から 6 月 30 日（月）まで

2 実施場所

本牧ふ頭 BC ターミナル 各ゲート（裏面に位置図あり）

3 内容

- (1) 実施期間中、すべての入構車両にはゲート入口での一時停止をお願いします。
- (2) 一時停止後、乗車している方全員に SOLAS 警備員が PS カードの所持を確認します。
- (3) PS カードを所持しており、
 - ① コンテナトレーラーの場合は、筐体型出入管理システムで PS カードを読み取り、その有効性を確認します。
 - ② コンテナトレーラー以外の車両の場合は、SOLAS 警備員が PS カードを受け取り、本人、所属及び目的を口頭にて確認します。

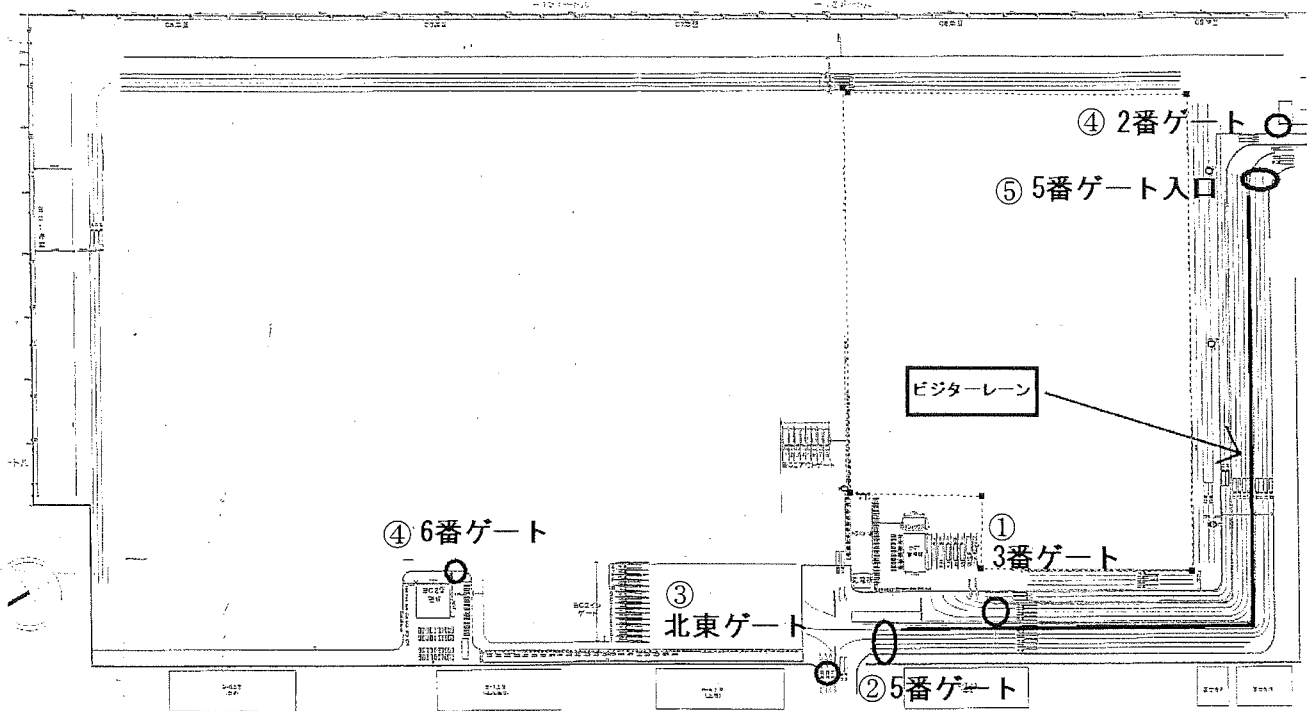
※1 PS カードを所持されていない方は、従来の「横浜港共通 制限区域内立入証」（ただし、6 月 30 日まで有効）の提示、または都度の台帳記入で発行するビジターカードの使用により、入構いただけます。

※2 車両以外にて入構される方に対しても、SOLAS 警備員より PS カードの所持を確認し、所持されている方は本人、所属及び目的を口頭にて確認させていただきます。

7 月 1 日以降の出入管理方法については、別紙「横浜港本牧ふ頭 BC ターミナルを利用されている皆様」をご覧ください。

横浜港埠頭株式会社
運営部運営課
勝山、田山
TEL 045-671-7290

横浜港本牧ふ頭 BC ターミナル ゲート位置図



各ゲート試行運転実施方法

3番(①)、5番(②)、 北東ゲート(③)	筐体型出入管理システムでPSカードを読み取り、その有効性を確認。
2、6番ゲート(④)	SOLAS警備員がPSカードを受け取り、本人、所属及び目的を口頭にて確認

※コンテナトレーラーの方でPSカードをお持ちでない場合、5番ゲート(②)ビジターレーンからの入構をお願いいたします。(PSカードをお持ちでない方は、3番ゲート(①)及び北東ゲート(③)からは入構できません。)

PSカードをお持ちでない方…「ビジターレーン」の入り方について

上図「5番ゲート入口(⑤)」の一番右側がビジターレーンとなります(路面に「ビジターレーン」という表示あり)。そのままお進みいただき、警備員より「制限区域立入証」の確認を受けたうえ、ゲートにお入り下さい。

なお、本試行運転の実施期間中は、誘導員によるビジターレーンへの誘導を行います。



横浜港本牧ふ頭 BC ターミナルを利用されている皆様

平成 26 年 7 月 1 日から
ターミナル（制限区域）への
出入管理方法を**変更**します。

入構の際には、**PSカード**をご利用いただくと
便利です。

主な変更点

- 制限区域へ入場される方に対して、「本人確認」・「所属確認」・「目的確認」の3点確認により、制限区域名への入構の必要性を確認します。
- 3点確認は、国土交通省が発行するPSカードを、同省が開発する出入管理情報システムを用いて認証することを基本とします。
- PSカードをお持ちでない方は入構の都度、管理台帳への必要事項の記入が必要となります。

■ PSカードを取得するためには、各事業所から国土交通省関東地方整備局への申請が必要です。

PSカードのお問い合わせ先
関東地方整備局港湾空港部
〒231-8436
横浜市中区北仲通 5-57
横浜第二合同庁舎 13 階
TEL : 045-211-7433

申請に必要な様式はホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html

- P S カ ー ド : 国土交通省が発行する高度に偽造防止が施された全国共通の身分証明書
- 出入管理情報システム : PSカードのデータを読み取り、制限区域内の出入を管理するシステム

出入管理のお問い合わせは

横浜港埠頭株式会社運営課 TEL : 045-671-7290